

論文審査結果の要旨

本研究は、学童期に小児がんを発症し晩期合併症を持つ小児がんサバイバーが、健康管理行動の獲得と就労継続に至る経験を明らかにすることを目的にしたものである。本研究では、学童期に小児がんを発症し晩期合併症を持ちながら就労している小児がんサバイバー5名にライフストーリー法を用いたインタビューをし、事例毎に丁寧に分析した。その結果、それぞれの経験と共通するテーマを見出し、経験の共通点と相違点を明らかにしている。小児がん経験者が病名告知を受けることが、病気の受容や健康管理行動、就労に影響を受けることが明らかになり、それを看護者が認識し、支援する必要があること、家族が病名告知を決断しやすいように、医療者も家族と共に検討すること、などの看護師の支援などが示唆されている。

小児期に発症した「がん」の影響が、成人期の就労やその継続に影響を与えることは、これまでの研究でも知られておらず、非常に貴重で新規性がある研究である。また、考察の記載も結果に基づき、論理的に記述されている。

I. 予備審査では、以下の点について指摘があった。

1) タイトルおよび研究目的について、調査対象の時期が異なるため統一する。2) 「健康管理行動の獲得」なのか、「健康管理行動をおこないながら」なのかを明確にする。3) 「就労に至るまで」とは就労するまでと考えられるが、就労後の就労継続に関する結果も示されているため、目的と結果の一貫性を持たせる。4) 本研究の新規性について、考察に明記する。5) 本研究は、「経験」を明らかにすることであるが、考察においては「不確かさ」について論じている。「経験」と「不確かさ」との関係を明確にする。考察で「就労」に影響する経験、特に「健康管理行動」との関係についても可能であれば言及する。6) 考察で、病名告知を論じているが、病名告知の定義が不明確であるので明確にする。病名告知には病気になるまでの親子関係、家族間のコミュニケーション、受診医療施設の方針、入院診療科が多様であることなどが関係しており、単に病名告知が良いという単純なことではない。病名告知時期を、誰がどのように見極めるのかなども不明である。病名告知が重要であるのか、晩期合併症の説明が重要であるのか、論旨が不明確な部分もある。以上について、著者の考えを整理して論述する。7) 本研究の結果から、就労を支援するために現在の小児がんの医療体制の整備点について具体的な提言を示す。特に、現段階で進んでいる小児がん拠点病院や小児医療と成人医療との移行体制等について具体的に言及する。

上記の指摘事項については、公開審査時の論文では適切な修正がなされていた。

II. 公開審査では、以下の点について指摘があった。

1) 外来でのドロップアウトに関する考察について、本人の要因だけでなくシステム要

因、経済的側面も影響を及ぼしていると考えられるため、考察を考慮する。2) 近年のがんの告知の現状は、今回の対象者の学童期の時代から発展していると考えられるため、考察に現在の告知の状況も踏まえる。3) 小児がんは希少疾患であるため、認知されにくい、広く周知されることも必要であるためそれを考察に加える。4) 就労が重要な理由についてか、研究者が考える就労する意味を論じる。5) 小児期のがんを告知することが必要であることを本論文では主張しているが、学童期といえどもその子どもの年齢や性格や疾病の重篤性や予後などにより、必ずしも告知することが最善ではない場合がある。本考察で告知の必要性を述べる理由に、晩期合併症の存在がある。本文中には、告知の時期について言及していないが、たとえば治療が成功した時期など、ある程度今後の見通しがついた時期などに伝えることも有効ではないかと考える。告知の時期について言及する。6) 研究動機に小児がん経験者の社会性の乏しさやそれが就労に影響しているという研究者の感覚が述べられている。このような社会性の乏しさやその就労の影響については、「告知」ということで解決する問題が疑問である。もし本当に小児がん経験者が社会性の乏しさやそのための就労の困難が生じているのであれば、そのためにはどのような支援が必要であるのかについて本研究で得られた結果をもとに考察をしてほしい。7) 晩期合併症を持つ成人期の就労継続において、職場の事業主の理解や、産業医や産業保健師と医療機関との連携などが必要であり、考察に加える。8) タイトル「就労継続に至る経験」であり、本結果や考察については、「就労に至る経験」が中心である。タイトルと結果、考察の一貫性を考慮する。9) 本研究の新規性について、小児看護の専門だからこそ得られた新たな知見について具体的に言及する。10) 本研究参加者が5名であること、成功例のみであることは、限界とはいえないのではないかと考える。11) 小児がん経験者の心理的サポートについて言及する。12) 小児がん経験者の受診継続の動機について言及する。13) 5名の参加者の多くが医療関係に就労しているが、一般的なその傾向の有無と医療機関での対応の必要性について考察で言及する。14) 病名告知には病状告知と予後告知が伴うことが多いが、告知方法について考察する。15) 緒言や文献に「就労継続に至る経験」を明らかにする必要性を追加する。

最終論文では、公開審査時の指摘事項について、適切に修正がなされていた。

以上のことから論文審査委員会は、予備審査結果および最終審査結果の指摘に沿って修正された結果、本論文の論旨の一貫性がより明確になり、看護実践における臨床的想像力の発揮の様態が記述され、看護実践への適用の意義についても明確にされていたことから、学位規則第4条第1項に定める博士(看護学)の学位を授与することに値するものであり、申請者は、看護学における研究活動を自立して行うことに必要な高度な研究能力と豊かな学識を有するものと認め、論文審査ならびに最終試験に合格と判定した。